■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

市町村名: 小田原市

P6			
	P6	・歴史的風致維持向上計画の認定、計画変更の経緯の記述を追加	・歴史的風致維持向上計画の認定及び計画変更に伴う変更
P38	P38	・松永記念館本館、収蔵庫及び庭園に関する記述を追加	・歴史的風致形成建造物候補の追加に伴う変更
P68	P68	・無住庵に関する記述を追加	・歴史的風致形成建造物候補の追加に伴う変更
P123	P123	・松永記念館本館、収蔵庫、庭園及び無住庵に関する記述を追加	・歴史的風致形成建造物候補の追加に伴う変更
P129	P129	・清閑亭保存整備活用事業の支援事業に社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)を 追加	・事業手法の変更
P130	P130	・松永記念館整備活用事業の支援事業に社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)を 追加 ・松永記念館整備活用事業の事業期間を平成23年度~平成27年度から平成23年度~平成32年度に変更	事業手法の変更事業実施予定の変更
P131 F	P131	・歴史的風致形成建造物整備事業の支援事業を社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)から社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)に変更・歴史的風致形成建造物整備事業の事業期間を平成26年度~平成32年度から平成25年度~平成32年度に変更	・事業手法の変更 ・事業実施予定の変更
P132	P132	・史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業の支援事業に社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)を追加 ・支援事業の割り振りの記述を追加 ・史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業の事業概要について進捗状況の記述を追加	事業手法の変更事業進捗内容の更新
P134	P134	・案内板等整備事業の支援事業を社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)から社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)に変更・案内板等整備事業の事業期間を平成24年度~平成28年度から平成24年度~平成29年度に変更	事業手法の変更事業実施予定の変更
P135	P135	・小田原文学館整備活用事業の支援事業を社会資本整備交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)から社会資本整備総 合交付金事業(街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)に変更 ・小田原文学館整備活用事業の事業期間を平成23年度~平成25年度から平成25年度~平成28年度に変更	・事業手法の変更 ・事業実施予定の変更
P137	P137	・銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上の支援事業に社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業の効果促進事業) を追加 ・銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上の事業概要の図を変更	・事業手法の変更
P139	P139	・街かど博物館活用事業の支援事業に社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業の効果促進事業)を追加	・事業手法の変更
P141 F	P141	・小田原散策マップ等作成事業の支援事業を社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)から社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業の効果促進事業)に変更	・事業手法の変更
P146	P146	・松永記念館本館、収蔵庫、庭園及び無住庵に関する記述を追加	・歴史的風致形成建造物候補の追加に伴う変更

様式2

新

(P38)

るようになった。明治39年(1906)には、益田孝が板橋に「掃雲台」を営み、野崎広太 (幻庵)、室田義文(頑翁)、横井半三郎(飯後庵)など別荘をもって小田原に居住した 人たちと交流を深め、小田原に近代の茶人文化が興隆した。

益田に導かれて茶の湯の世界に入った実業家松永安左工門(耳庵)は、昭和21年(1946)、板橋の地に老欅荘を造営、移住し、茶会に茶人、政治家、学者など当時の著名人を多く招いていた。また、松永は自身の収集した茶道具などの美術品を展観するため、昭和34年(1959)に瀟洒で洗練された外観の松永記念館を創建、翌年には土蔵風の白亜の収蔵庫や、奈良東大寺にあった蓮池など貴重な石造遺物をちりばめた庭園を整備した。これらの施設は、平成12年(2000)に国登録有形文化財に登録された老欅荘、葉雨庵(南町にあった野崎の別邸自怡荘内に大正13年(1924)に建築され、昭和61年(1986)に庭園内に移築)などとともに、近代の茶人として、また美術品コレクターとしての松永の事績を知ることができる施設として整備され、現在も地域の良好な歴史的景観を構成する重要な要素となっている。

加えて、こうした人々によって茶会などが数多く催された小田原では、和菓子も豊富に作られた。幕末の小田原城主であった大久保氏は茶道を好み、城に菓子を納める職人「菓子匠」を商人の中でも優遇するなど、多くの菓子職人が小田原に集まり、茶の湯文化の興隆にあわせて和菓子の文化も生み出されていった。

(P38)

るようになった。明治39年(1906)には、益田孝が板橋に「掃雲台」を営み、野崎広太 (幻庵)、室田義文(頭翁)、横井半三郎(飯後庵)など別荘をもって小田原に居住した 人たちと交流を深め、小田原に近代の茶人文化が興隆した。

野崎は、南町にあった別邸自怡荘内に、大正13年(1924)に茶室葉雨庵を建築し、後 にこれは板橋の松永記念館に移築、復元された。

益田に導かれて茶の湯の世界に入った実業家松永安左エ門(耳庵)は、昭和21年(1946)、 板橋の地に老欅荘を造営、移住し、茶会に茶人、政治家、学者など当時の著名人を多く 招いていた。<u>老欅荘、葉雨庵ともに、平成12年(2000)に国登録有形文化財に登録されて</u> いる。

こうした<u>茶道の盛んであった</u>小田原では、和菓子も豊富に作られた。幕末の小田原城 主であった大久保氏は茶道を好み、城に菓子を納める職人「菓子匠」を商人の中でも優 遇するなど、多くの菓子職人が小田原に集まり、茶の湯文化の興隆にあわせて和菓子の 文化も生み出されていった。

新 旧

(P68)

にはスペイン風様式による別邸 (現在の小田原文学館本館及び別館、共に国登録有形文化財) が建てられ、雁行状平面で数寄屋風の黒田長成侯爵の別邸「清閑亭」(国登録有形文化財) や山縣有朋が作庭し自ら別荘の名も与えた山下汽船 (現・商船三井) の創業者・山下亀三郎の別邸「對潮閣」なども建てられた。この他にも三好達治などの文人達も別荘・別宅などを構え、戦後も松永安左エ門、長谷川如是閑の邸宅など数多くの別荘が営まれた。

特に、松永安左工門は、居宅「老棒荘」を営むだけではなく、古材を用い、茶室も兼 ねた田舎家「無住庫」を造営、さらに昭和34年 (1959) には自身が収集した古美術品 等を厘観するための「松永記念館」を創建し、その翌年に収蔵庫の造営や庭園の整備を 行うなど、近代の茶人として、また美術品コレクターとしても名を馳せ、その文化や歴 史の面影は地区周辺に今もなお良好な歴史的景観として残されている。

『明治小田原町誌』において、明治維新前後には「傅肇寺以西は住家なし」と言われ た地域に山縣有朋、益田孝をはじめとして近代の元勲や財界人などの要人たちの別邸・ 別荘が建築され、<u>また、近代の茶人文化の発信地となるなど、</u>寺町として、そして職人 町として栄えてきた板橋地区周辺の歴史に色を添える。

板橋地区周辺は、社寺仏閣や別邸・別荘など が今も数多く残され、小田原北条氏の時代から 江戸、明治、大正、昭和とそれぞれの時代の歴 史と伝統が重層的に折り重なった地域である。 この地域で行われる板橋地蔵尊大祭や秋葉山 火防祭など歴史ある行事、今も地域に息づくな りわいなどと地域に静かに佇む社寺仏閣や別邸 等があいまって、良好な環境を形成している。



桜の花咲く西子海小路

にはスペイン風様式による別邸 (現在の小田原文学館本館及び別館、共に国登録有形文化財) が建てられ、雁行状平面で数寄屋風の黒田長成侯爵の別邸「清閑亭」(国登録有形文化財) や山縣有朋が作庭し自ら別荘の名も与えた山下汽船 (現・商船三井) の創業者・山下亀三郎の別邸「對潮閣」なども建てられた。この他にも三好達治などの文人達も別荘・別宅などを構え、戦後も松永安左エ門、長谷川如是閑の邸宅など数多くの別荘が営まれた。

『明治小田原町誌』において、明治維新前後には「傳肇寺以西は住家なし」と言われた地域に山縣有朋、益田孝をはじめとして近代の元勲や財界人などの要人たちの別荘・ 別宅が建築され、寺町として、そして職人町として栄えてきた地区周辺の歴史に色を添える。

板橋地区周辺は、社寺仏閣や別邸・別荘など が今も数多く残され、小田原北条氏の時代から 江戸、明治、大正、昭和とそれぞれの時代の歴 史と伝統が重層的に折り重なった地域であり、 この地域で行われる板橋地蔵尊大祭や秋葉山 火防祭など歴史ある行事、今も地域に息づくな りわいなどと地域に静かに佇む<u>寺院</u>や別邸等 があいまって、良好な環境を形成している。



桜の花咲く西海子小路

(P123)

●松永記念館 <u>《</u>老欅荘・葉雨庵(国登録有形文化財)<u>、本館、収蔵庫、庭園、無住庵</u>)

新

松永記念館にある国登録有形文化財に登録されている老棒荘及び養雨庵については、建築後相当年数が経過しており、雨漏り等各部に傷みが見られるなど老朽化が進んでいることから、歴史的風数形成建造物に指定した上で、平成23年度から27年度において修理等の整備を実施する。また、松永記念館全体が地域の良好な歴史的景観を構成する重要な要素として、基幹的な役割を果たしていることから、本館や収蔵庫の改修・整備や植栽の復元、休息施設の拡充など庭園の修景・整備を行うとともに、現在個人所有地に移築されている無住庵を記念館の敷地に再度移築するなど、記念館全体を交流・回遊ルートの拠点としての活用を図る。



老棒荘



不能(石)、坝脚(石)

●松永記念館 老欅荘・葉雨庵(国登録有形文化財)

IΒ

松永記念館にある国登録有形文化財に登録 されている老欅荘は建築後60年余りが経過 し、雨漏り等各部に傷みが見られることから、 歴史的風致形成建造物に指定した上で、平成 23年度から27年度において修理を実施する。 合わせて傾斜し危険な状態にある築地塀など 庭園の整備・改修を行い、回遊ルートの拠点 としての活用を図る。

また同敷地内にあり、同じく国登録有形文 化財に登録されている葉雨庵についても移築 後20年余りが経過し、同様に老朽化が進んで いることから、同期間内に土台の修繕なども 含めた改修を行う。



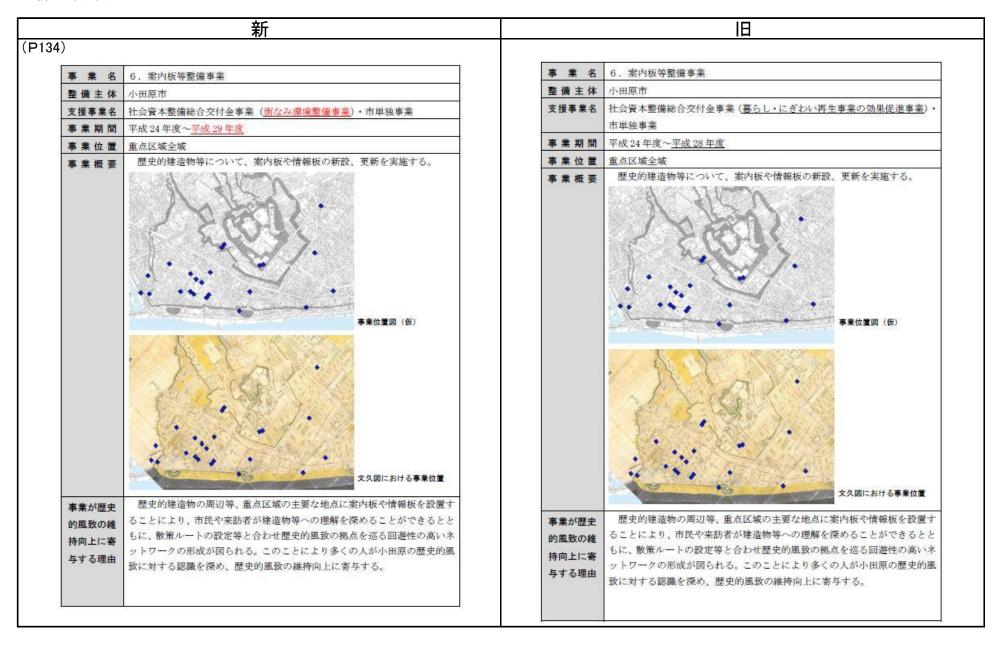
老棒荘

)			
事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業	事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業 (暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、 街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)・市単独事業	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)・ 市単独事業
事業期間	平成 23 年度~平成 32 年度	事業期間	平成 23 年度~平成 32 年度
事業位置		事業位置	南町一丁目
事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を 実施する。	事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を 実施する。
	事業位置図 文久図における事業位置		事業位置図 文久図における事業位置
	清朝辛の現況		清関手の現 況
事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭は NPO 法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。	事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	国登録有形文化財である「清閑事」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑事は NPO 法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。

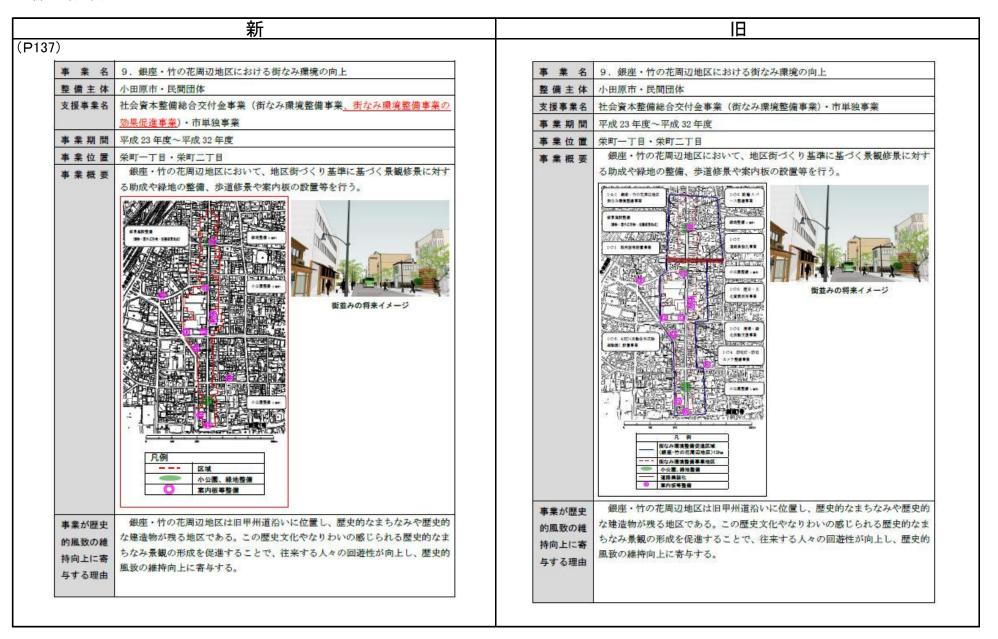
	新		IΒ
)			
事業名	2. 松永記念館整備活用事業	事業名	2. 松永配念館整備活用事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業 (暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)・
	街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)・市単独事業		市単独事業
事業期間	平成 23 年度~ <u>平成 32 年度</u>	事業期間	平成 23 年度~ <u>平成 27 年度</u>
事業位置	板櫃	事業位置	板橋
事業 位置 要 事業が歴の 事業 動向上に 理由 を を を を を も する を も も も も も も も も も も も も も も も も も も	松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。 本業位置図 大正5年の地形図における事業位置	事業概要	松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。 本業位置図 大正5年の地形図における事業位置
	つては松永安左エ門の収集品を展観する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、 会後、さらに施設内の歴史的雑浩物の修理・修器などと一体的な整備を実施	事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	松永配念館の現況 「松永配念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展観する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することによ

	新		旧
事業名	3. 歷史的風致形成建造物等整備事業	事業名	3. 歷史的風致形成建造物等整備事業
整備主体	建物所有者・団体	整備主体	建物所有者・団体
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業 (街なみ環境整備事業)・市単独事業	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業 (暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)・
事業期間	平成 25 年度~平成 32 年度		市単独事業
事業位置	重点区域全域	事業期間	<u>平成 26 年度</u> ~平成 32 年度
事業概要	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴	事業位置	重点区域全域
	史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。 歴史的風致形成建造物指定候補位置図 歴史的風致形成建造物指定候補位置図	事業概要	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。 歴史的風致形成建造物指定候補位置図
事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。	事業が歴史 的風致の維 持向上に寄	重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。
3 9 WELL		与する理由	

	新	IB				
)	161					
事業名	4. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業	事業名	4. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業			
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市			
支援事業名	馬屋跡・大腰掛跡整備:国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業	支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業			
	<u>御用米曲輪整備工事:国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業</u>	事業期間	平成 23 年度~平成 32 年度			
	・但古橋修復工事:市単独事業 城跡周辺環境整備:社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)	事業位置	城内			
事業期間	平成 23 年度~平成 32 年度	事業概要	小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原			
事業位置			城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進			
事業概要	小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原		める。これまでに平成9年に銅門桝形、平成21年に馬出門桝形を整備し、			
T 75 106 35	城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進		現在は馬屋曲輪の整備を行っている。			
	める。これまでに平成9年に銅門桝形、平成21年に馬出門桝形を整備し、		平成 23~25 年度には御用米曲輪の整備を行い、土塁の復元や米蔵跡の平			
	平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。		面表示などを行う予定である。また、銅門桝形・住吉橋については老朽化が			
	現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示な		目立つため、平成23年度に現況調査を行い、平成24・25年度に修復工事を 行う。			
	どを行う予定である。また、鍋門桝形・住吉橋については老朽化が目立つた		11.75			
	め、修復工事を行う。					
	事業位置図 文久図における事業位置 中欧小田原は除け、小田原吉の歴中・文ル・伝統を継承するシングポルでも		事業位置図 文久図における事業位置			
事業が歴史	史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルであ る。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波		史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルであ			
的風致の維	る。 曲輪の整備や工室の優元寺を実施、区前の安へと戻りことにように、仮 及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改	事業が歴史	る。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波			
持向上に寄	善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことによ		及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改			
与する理由	り、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献す	持向上に寄	善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことによ			
	ることも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。	与する理由	り、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。			
	1		(a) = 5.050000.400.5000.0000.0000.0000.0000.0			



	新		旧
)			
事業名	7. 小田原文学館整備活用事業	事業名	7. 小田原文学館整備活用事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(<u>街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の</u> 効果促進事業)・市単独事業	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業 (暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)・ 市単独事業
事業期間	平成 25 年度~平成 28 年度	事業期間	平成 23 年度~平成 25 年度
事業位置	南町二丁目	事業位置	南町二丁目
事業概要	国登録有形文化財である小田原文学館(本館・別館)は、損傷が著しい屋根の改修(雨淵り対策)を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。 李業位置図 文久関における李秉位置	事業概要	5 25 年度にかけて、損傷が著しい屋根の改修(雨漏り対策)を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。
事業が歴史	小田原文学館本館 小田原文学館別館 国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩	事業が歴史	李集位置図 文久図における事業位置 「大久図における事業位置 「小田原文学館本館 小田原文学館別館 国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩
的風致の維 持向上に寄 与する理由	施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的 風致の維持向上に寄与する。	的風致の維 持向上に寄 与する理由	施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的 風致の維持向上に寄与する。



	新		IB
)	721		
事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ
整備主体	任意団体等	整備主体	任意団体等
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度~平成 25 年度	事業期間	平成 23 年度~平成 25 年度
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的と して、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会 への組織化等の支援を行う。	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的と して、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会 への組織化等の支援を行う。
事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぽこ通り地区は、景観計画に よる景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境 にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることによ り、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的 風致の維持向上に寄与する。	事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
重 幸 名	13. 街かど博物館活用事業	# # 2	13. 街かど博物館活用事業
CATALOG AND	康物所有者	整備主体	Committee of Charles
支援事業名			市単独事業
~ ~ ~ ~ ~ ~	市単独事業		平成 23 年度~平成 32 年度
事業期間	平成 23 年度~平成 32 年度		重点区域全域
事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博 物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われて いる体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。		物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われて いる体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援すること により、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めること となり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援すること により、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めること となり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

	新		IΒ
)	<u></u>		
事業名	16. 小田原散策マップ等作成事業	事業名	16. 小田原散策マップ等作成事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業 (<u>街なみ環境整備事業の効果促進事業</u>)・ 市単独事業	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業)・ 市単独事業
事業期間	平成 23 年度~平成 32 年度	事業期間	平成 23 年度~平成 32 年度
事業位置	重点区域全域	事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を 紹介する散策パンフレットを作成する。	事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を 紹介する散策パンフレットを作成する。
事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下 に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことによ り、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、 歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待され る。	事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下 に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことによ り、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、 歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待され る。
東 童 夕	17. レンタサイクル事業	* * *	The state of the s
	小田原市・民間団体		17. レンタサイクル事業
	市単独事業		小田原市・民間団体
	平成 23 年度~平成 32 年度		市単独事業
	重点区域全域		平成 23 年度~平成 32 年度 重点区域全域
事業概要		事業概要	
7	備し、運営を支援する。	争来做要	備し、運営を支援する。
事業が歴史	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点	事業が歴史	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点
的風致の維	在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、	的風致の維	在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、
持向上に寄	市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、	持向上に寄	市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、
与する理由	歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待され	与する理由	歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待され

						20	*				i
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
						1	松水配念館 • 老棒荘		板橋 941-1	国登録有形文化財	小田原市
		主集主				2	松水配念館 ・葉雨庵		板橋 513-7	国登録有形文化對	小田原市
1	松木配念館 (別館・鳥奏亭除く)	板線	国登録有形文化財 (老棒莊・樂有權)	Carlo Control	3	清閒亭		南町 1-5-73	国登録有形文化財	小田原市	
	李紹 (治)、双腹椎 (治)			4	小田原文学館本館		南町 2-3-4	国登録有形文化財	小田原市		
		無住港				5	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	国登録有形文化財	小田原市
		庭園	,			6	済生堂薬局 小西本店店舗		本町 4-2-48	国登録有彩文化財	民間
		以下変更な 通し番号については)		7	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	国登録有彩文化財	民間